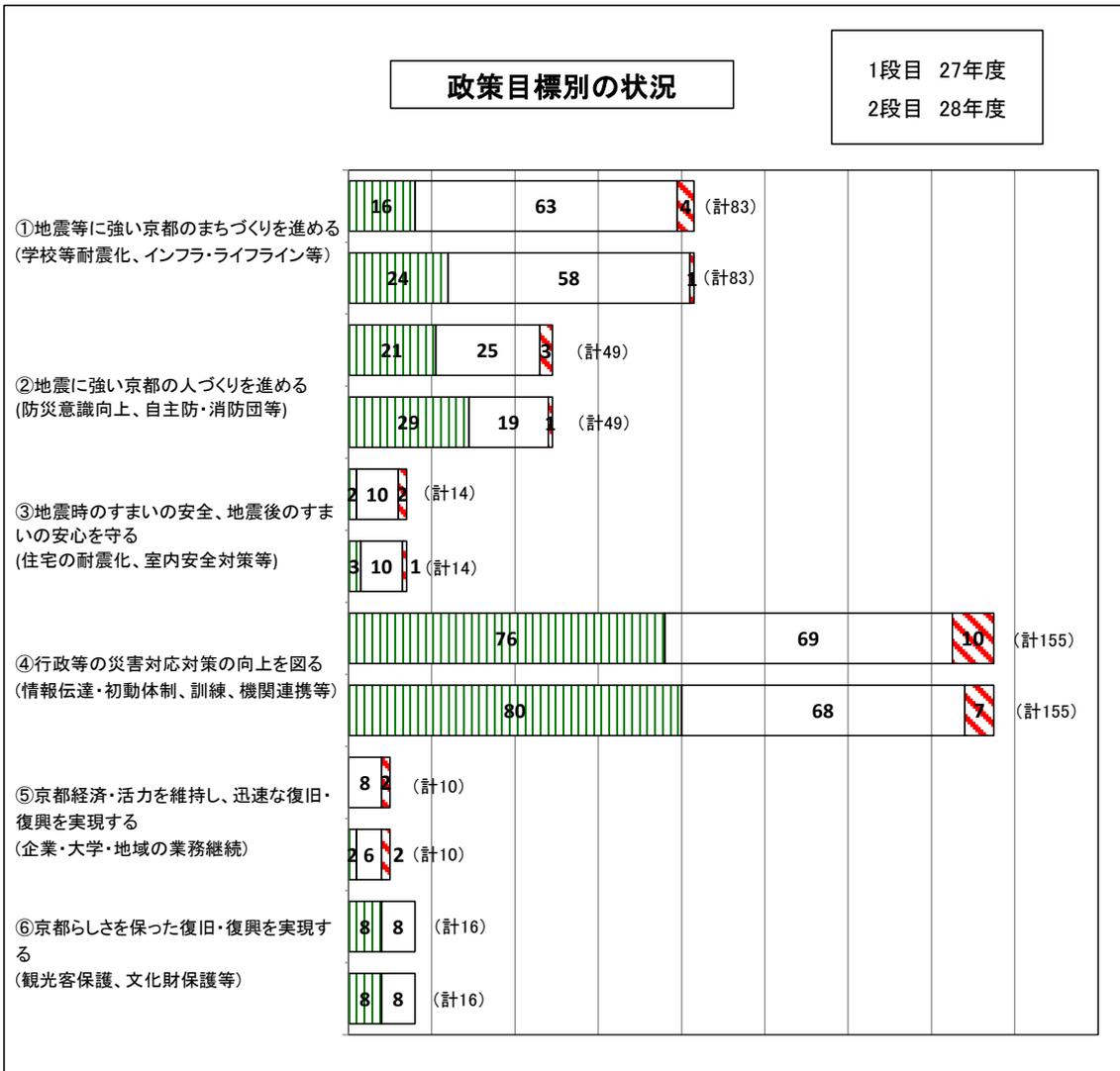
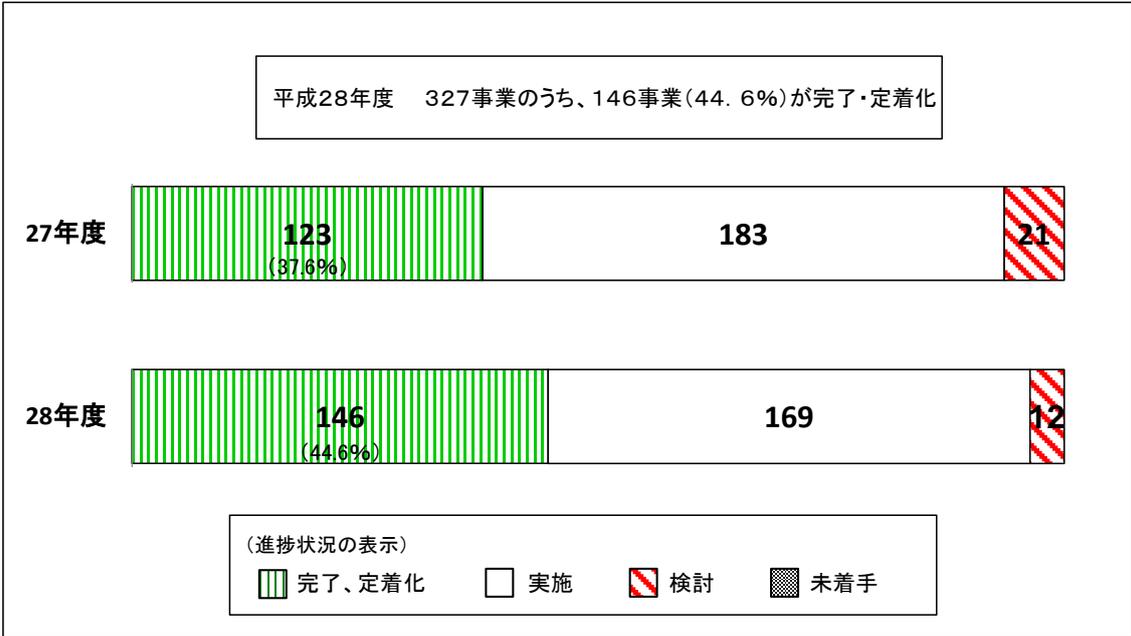


京都府戦略的地震防災対策推進部会の状況について

1 戦略的地震防災対策推進プランの進捗について

(1) 平成28年度の進捗状況

全体として概ね順調に進捗



(2) 主な数値目標の目標達成状況（推進プラン計画期間：平成27～31年度）

事業	【目標値】	現状(平成28年度末)
防災拠点施設の耐震化	【95%】	90.7%(H27)
公立小中学校の耐震化	【100%】	99.9%
府立学校の耐震化	【100%】	100%
住宅の耐震化	【95%に近づける(H36)】	83%(H27)
緊急輸送道路の道路橋耐震改修	【100%】	100%

2 第二次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プランの修正について

次の観点から、別紙のとおり戦略的地震防災対策指針及び推進プランを見直す。

- ① 車中泊避難や物資搬送等について課題が見られた熊本地震の教訓を踏まえること。
- ② 津波災害警戒区域の指定等により、今後の津波防災対策を強化する必要があること。

3 戦略的地震防災対策推進部会の評価

- 評価を強化するためには、進捗の点検することに加えて、効果の検証についても検討してはどうか。
- 第二次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プランの修正については、事務局案のとおり承認する。

旧	新
<p>7 頁</p> <p>第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方</p> <p>1 戦略的地震防災対策指針の位置づけ</p> <p>(3) 地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標に位置付け、第4次京都市地震防災緊急事業五箇年計画を見直すこととする。</p> <p>第3章 戦略的地震防災対策指針</p> <p>1 基本理念 (略)</p> <p>京都市ではこれまでから指針及び推進プランを策定し、地震防災対策に取り組んできたところであるが、東日本大震災への支援や府内で相次ぎ発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓を活かすとともに、今後発生が想定される南海トラフ地震等の被害に備えた対応を講じることにより、地震等の災害に対して従来の対策を超える徹底した災害対策に取り組んでいくことが必要となる。 (略)</p> <p>3 具体目標</p> <p>(4) 主要な施策項目の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民の生命と生活を守る <p>○急傾斜地崩壊対策の推進</p> <p>「第4次京都市地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、人家等に被害を及ぼす可能性がある急傾斜地崩壊対策を推進する。</p> <p>○消防水利の整備</p> <p>「消防水利の基準」に基づき消火活動等に要する水利の確保を図り、「第4次京都市地震防災緊急事業五箇年計画」(平成23年度～平成27年度)に基づき、耐震性貯水槽168基を整備する。</p>	<p>7 頁</p> <p>第2章 戦略的地震防災対策指針の改定に当たって</p> <p>1 戦略的地震防災対策指針の位置づけ</p> <p>(3) 地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標に位置付け、第5次京都市地震防災緊急事業五箇年計画に反映させることとする。</p> <p>第3章 戦略的地震防災対策指針</p> <p>1 基本理念 (略)</p> <p>京都市ではこれまでから指針及び推進プランを策定し、地震防災対策に取り組んできたところであるが、東日本大震災や熊本地震等への支援、府内で相次ぎ発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓を活かすとともに、今後発生が想定される南海トラフ地震等の被害に備えた対応を講じることにより、地震等の災害に対して従来の対策を超える徹底した災害対策に取り組んでいくことが必要となる。 (略)</p> <p>3 具体目標</p> <p>(4) 主要な施策項目の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民の生命と生活を守る <p>○急傾斜地崩壊対策の推進</p> <p>「第5次京都市地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、人家等に被害を及ぼす可能性がある急傾斜地崩壊対策を推進する。</p> <p>○消防水利の整備</p> <p>「消防水利の基準」に基づき消火活動等に要する水利の確保を図り、「第5次京都市地震防災緊急事業五箇年計画」(平成28年度～平成32年度)に基づき、耐震性貯水槽89基を整備する。</p>

頁

頁

第一 総則

第一 総則

6 地域特性に応じた対策の推進

6 地域特性に応じた対策の推進

(1)地震のリスク

(1)地震のリスク

②直下型地震

②直下型地震

また、中丹・丹後地域では、平成26年8月に国土交通省が発表した断層モデル等を基に、平成27年度に津波浸水想定を実施したところ最大10.9mの津波水位が想定された。これを踏まえ、平成28年度には、被害想定の実施や津波災害警戒区域等の指定を行うこととしている。

また、中丹・丹後地域では、平成26年8月に国土交通省が発表した断層モデル等を基に、平成27年度に津波浸水想定を実施したところ最大10.9mの津波水位が想定された。これを踏まえ、平成28年度には、津波被害想定の実施や津波災害警戒区域等の指定を行ったところである。

第三 指針の目標達成の具体的事業一覧

第三 指針の目標達成の具体的事業一覧

1 地震等に強い京都のまちづくりを進める

1 地震等に強い京都のまちづくりを進める

14

1-1-4	火災発生防止対策を進める<重点>	
8	◎京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計168基整備 (H23～27年度)	●府民生活部、市町村、消防組合

14

1-1-4	火災発生防止対策を進める<重点>	
8	◎第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計89基整備 (H28～32年度)	●府民生活部、市町村、消防組合

14

1-2-1	防災拠点施設の耐震化を進める<重点>	
11	◎府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、総務部、施設所管部局
12	◎市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、市町村、消防組合

14

1-2-1	防災拠点施設の耐震化を進める<重点>	
11	◎府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率95%を目指す>	●府民生活部、総務部、施設所管部局
12	◎市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率95%を目指す>	●府民生活部、市町村、消防組合

15

1-2-3	医療・福祉施設の耐震化を進める	
22	○府内の全ての災害拠点病院(13病院)の耐震化を完了する ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、災害拠点病院のうち未耐震の2病院の耐震化完了 (H22～H27年度)	●健康福祉部、日赤等医療機関

15

1-2-3	医療・福祉施設の耐震化を進める	
22	○府内の全ての災害拠点病院(13病院)の耐震化を完了する ・京都府医療施設耐震化特例基金の活用などにより、災害拠点病院のうち未耐震の2病院の耐震化完了	●健康福祉部、日赤等医療機関

19

1-3-4	地震に強いその他のまちづくりを進める<重点>	
72	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難路4.06km (H23～H27) ・電線共同溝4.46km (H23～H27)	●市町村
80	○防災機能をもった都市公園を整備する ・体育館等の非構造部材耐震化について調査・検討を行う	●建設交通部、市町村

19

1-3-4	地震に強いその他のまちづくりを進める<重点>	
72	○第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難地8.9ha (H28～H32) ・避難路3.51km (H28～H32)	●市町村
80	○防災機能をもった都市公園を整備する ・体育館等の非構造部材耐震化を行う	●建設交通部、市町村

26

3-1-2	住まいの耐震改修を進める<重点>	
141	○府営住宅の耐震化を進める ・府営住宅ストック総合活用計画に基づき、順次建替を推進し、その中で耐震化を図る	●建設交通部

26

3-1-2	住まいの耐震改修を進める<重点>	
141	○府営住宅の耐震化を進める ・耐用年限を超過した木造・簡易耐火構造の住宅や昭和45年以前に建設された耐火構造の住宅について、計画的に建替や集約等を実施する	●建設交通部

3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

28	4 行政等の災害対応策の向上を図る	28	4 行政等の災害対応策の向上を図る
4-1-1	災害対策本部の設置・運営を強化する<重点> (新規)		4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する<重点> <u>161</u> ○津波避難計画策定指針を策定する【新規】 <u>162</u> ○沿岸市町で地域防災計画における津波避難対策を強化し、避難促進施設を定める【新規】 ・沿岸市町地域防災計画に、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難場所・避難経路、津波避難訓練、避難困難者利用施設を定める ・避難困難者利用施設を避難促進施設に指定、又は管理協定を締結して避難促進施設とする
			●府民生活部 市町村、●府民生活部
34	4-2-2 被災者の生活対策を支援する □ 避難所の整備・円滑な運営を行う <u>232</u> ○避難所の耐震化を進める <平成31年度までに耐震化率90%を目指す> (新規)	34	4-2-2 被災者の生活対策を支援する □ 避難所の整備・円滑な運営を行う <u>234</u> ○避難所の耐震化を進める <平成31年度までに耐震化率95%を目指す> <u>236</u> ○各市町村に応じた災害時における車中泊避難対策を進める【新規】 <「熊本地震を踏まえた車中泊避難対応検討会」取りまとめ(平成29年3月)を踏まえ、平成31年度までに全市町村で地域に応じた車中泊避難対策を推進する> 例)・大規模駐車場など車中泊避難場所のリストアップ ・車中泊避難場所における運営マニュアルの整備 ・エコノミークラス症候群防止を初めとした環境整備及び健康対策の実施 <u>237</u> ○第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水が確保できる体制を整備する □ 保健・衛生対策を実施する <u>247</u> ○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、仮設トイレを備蓄する
			●府民生活部、施設所管部局、教育庁、市町村 ●府民生活部、市町村
35	4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う<重点> (新規)	35	□ 保健・衛生対策を実施する <u>250</u> ○仮設トイレや簡易トイレを備蓄する
			市町村、●府民生活部
36	4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う (新規)	36	4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う<重点> <u>257</u> ○平成31年度までにすべての避難促進施設が避難確保計画を作成し、要配慮者の津波避難を促進する【新規】
			事業者、●府民生活部
37	4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う (新規)	37	4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う <u>270</u> ○民間物流事業者の協力を得ながら救援物資の配送体制を構築する【新規】 <u>271</u> ○各避難所における物資の充足状況を情報共有する仕組みを構築する【新規】 ・タブレットを活用した情報共有システムの構築
			●府民生活部 ●府民生活部

※ 新規の推進事業以降の番号については、適宜繰り下げることとする。